

滋賀県立

聴覚障害者センター だより



— 83号 —

発行日/平成 28年 10月 10日
発行所/草津市大路 2 丁目 11-33
TEL 077-561-6111
077-561-6133
HP <http://www.shigajou.or.jp>
Blog <http://shigajou.blog.eonet.jp>

聞こえない人が安心して暮らせる社会の実現を！ 障害者差別解消法や手話言語条例の目的は「共生社会」の実現

法律の目的は共生社会の実現

今年4月に施行された障害者差別解消法の目的は、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」とされています。聴覚障害者の場合に当てはめると、「聴覚障害者と聴覚障害者以外の人が相互にその人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会の実現」ということとなりますが、ここでは「人格と個性を尊重」「共生社会」がとても大切なことばに思えます。

配慮が行なわれる環境と条件

ご存知のように、この法律では一人ひとりの障害者に対して必要な配慮を行うことを求めています。政府が作成し

た事業者向けのガイドライン（基本方針）では聴覚障害者に対する配慮の例

として、①手話通訳者や要約筆記者を用意したり、②職員自身が相手の状況に合わせて手話、要約筆記、筆談、図解などを使用して分かりやすい説明を行うことなどがあげられています。

これらは、聴覚障害者以外の人が、聴覚障害者の人格を尊重して、共に生きる相手として認めるということがとても重要です。その上で相手の特徴にあわせて様々な工夫（配慮）が行われるのです。このような配慮が行われる環境を整えていくためには、「共生社会」の理念が広がること、また必要な配慮が行なえる社会的な環境整備がどうしても必要です。

手話言語条例と差別解消法の目的は同じ

この環境を大きく変える可能性が今、全国の自治体で制定されている手話言語条例です。手話言語条例は2年前の2014年に鳥取県で制定されて以来あっという間に全国に広がり、現在、54の自治体（9/27現在）が制定しています。それらの条例では、手話が言語であり、手話を使用しているろう者がろう者以外の者と相互に人格と個性を尊重しあいながら「共生社会」を実現することを目標に謳っており、その目的は障害者差別解消法と同じです。

これまで全国の自治体が制定している手話言語条例（自治体によって様々なタイトルがあります）では、手話に関わる様々な施策が盛り込まれていますが、大きく見ると、手話を言語として踏まえた上で、①手話の普及、②手話を用いた情報発信、③手話による意識疎通支援の展開と処遇改善などがあげられ、その前提として、手話及び聴覚障害者の理解の促進などの取り組みがなされています。聴覚障害者に対する基本的な施策は国の法律によって定められています。実際の施策ではかなり各自治体でバラツキがあります。これらの条例は、地域の実情に合わせて、その地域で手話を使用しやすい環境づくりをすすめていく重要な宝物と言えます。差別解消法が求める配慮が行える環境づくりの一つとして、手話言語条例とそれにもづく推進計画を当事者が参画して作り、推進していく条件が広がっているとと言えます。

「共生社会」実現の力は国民の意識

一方、まだ障害のある人や障害者問題に対する理解が十分ひろがっていないとは言えない現状があります。たとえば、国（内閣府）が実施した「障害を理由とする差別等に関する意識調査（平成21年）」では、「日本の社会には、障害を理由とする差別があると思う又は少しはあると思う人の割合は8〜9割となっており、差別があると考えている人が依然として相当に多いこと、また、障害を理由とする差別は無意識（又はどちらかと言うと無意識）に行なわれていることが多いと思う人は約6割となっています。障害者の配慮・工夫を行わないことが差別にあたるか否かについては、「あたると思う人」は全体の約53%、「あたると思わない人」の割合も約36%と、評価は分かれています。ついで、「合理的配慮」については知らない人が全体の3/4を超え、その具体的内容についてイメージできる人は数パーセントとなっています。しかし、「社会が合理的配慮を行うこと」については、大部分の人（ほぼ9割）が肯定しています。

障害者差別解消法を有効あるものにしていくためには、障害者（聴覚障害者）の「人格と個性を尊重」した「共生社会」を目標にした仕組みづくり（条例の制定や環境整備）がとても重要です。当センターもその一旦を担う存在として、社会に働きかけていく所存です。

聴覚障害児および保護者サポート事業のあらまし

全国初!? 県費で聴障児サポート事業実施

「きこえない、きこえにくい子どもたちと」

保護者の支援の福祉での役割とは??

滋賀県立聴覚障害者センター事業として聴覚障害児および保護者サポート事業を開催しています。この事業自体は本年度で5年目ですが、県事業としては昨年度からです。

聴覚障害児や保護者に対する事業を県費で実施しているのは他の県にはないのではないかと思います。

この事業が求められる理由には、聴覚障害児をサポートする環境が医療・教育のみならず、福祉においても必要となってきたことがあげられます。その背景には医療の発達により聴覚障害児の多様化が広がり、本人と周りの障害認識が一致しにくい環境になってきていることがあります。

現に、医療現場で聴覚に障害があると診断された保護者の心境は計り知れないものがあります。その心境を相談できる所、同じ心境を持った保護者の集まりがありません。そうした状況で、保護者には子どもと向き合えず親子間のコミュニケーションがとれない危惧が生まれます。そのため、聴覚障害について理解していきながら親子で向き

合える環境を手助けできたらという思いもあって事業を開始しました。

また、保護者とは別に聴覚障害児の集団行動、活動から人間関係の形成について学べる環境を作ろうとしましたが、聴覚障害児がなかなか集まりませんでした。そこで、聴覚障害当事者や聴覚言語士、聴覚障害児に関わっている教師から保護者に向けて集団行動の大切さについて話をしていたら、その後は子どもが集まるようになりました。保護者が動かないと子どもも動けないという関係性も見えてきました。

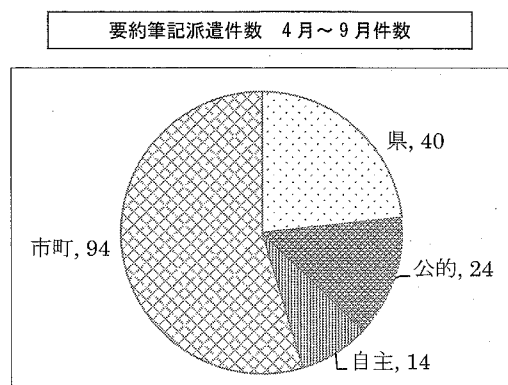
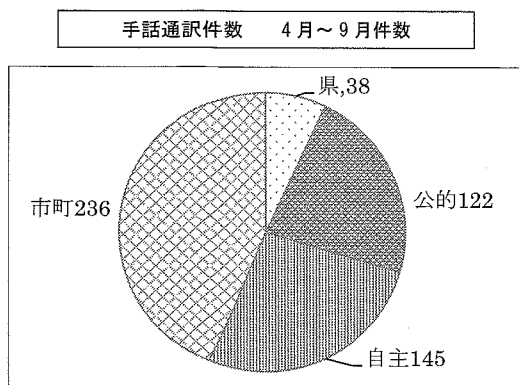
サポート事業はこうして、社会生活を送っている聴覚障害者や聴覚障害者に関わる専門機関から、社会モデルとしての聴覚障害者像や社会資源について話してもらう場を設けたり、保護者同士で話し合える場や当事者の話を聞ける場を設けてきました。保護者に対する支援を福祉の分野で担っていくことは、今後も聴覚障害当事者に限らず社会全体に向けても意義があるものになると期待しています。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業（4月～9月報告）

聴覚障害者センターでは、団体や市町からの依頼により、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。平成28年度は、登録手話通訳者数138名、登録要約筆記者90名でスタートしました。依頼内容を把握し、依頼者の要望に応じた派遣の実施に努めています。

- 県事業は、県の機関が主催する行事や、県内の聴覚障害者団体が主催または共催する広域な行事に派遣しているものです。
- 公的事业は、公的な機関や団体が予算化した行事や集会などへ派遣しているものです。7月は講演会やイベントへの派遣が多くありました。
- 自主事業は、企業や高等教育、放送など専門分野へ派遣しているものです。企業研修や公務員研修など、昨年と比べても依頼は増加しています。
- 市町事業は、市町コミュニケーション支援事業の委託を受けた派遣です。7月は学校行事への派遣が多くありました。

10月以降も、講演会、イベント、研修会、くらしの場面などへの通訳依頼が多くあるかと思えます。



がんばっています

さまざまな養成講座

○要約筆記者養成講座

要約筆記者養成講座は「パソコン要約筆記」と「手書き要約筆記」に分かれています。

パソコン要約筆記は大会などで大きなスクリーンに文字を映し出すなど、対象者が大勢いる場面での利用が中心です。一方、手書き要約筆記は医療や学校など個人の生活の場面での活用が多いです。

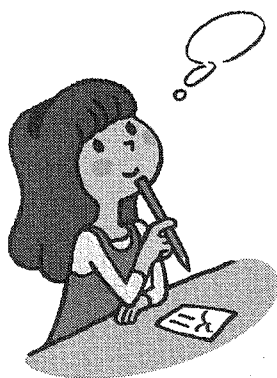
「パソコン要約筆記者養成講座」は平成27年9月に開講し、28年8月23日に閉講しました。受講生はとも積極的な姿勢で学習に取り組み、12名が修了しました。今後は来年2月の全国統一要約筆記者認定試験に向けて月1回の試験前講習会で学習を続けます。

「手書き要約筆記者養成講座」は9月6日に始まりました。受講動機は様々ですが17名が受講しています。最後まで受講し、滋賀の要約筆記を担う人材になることを期待しています。

○手話通訳士養成講座

5月から始まった手話通訳士養成講座は9月24日に終了しました。この講座は10月1、2日に行われる厚生労働省認定「手話通訳技能認定試験」(聴力障害者情報文化センター主催)を受験することが受講の条件になっており、今年度は7名が受講しました。

昨年度同様にインターネットを活用した講座で自宅学習も充実できました。1回3時間全10回の実技講座の他、2日間で4科目を集中して学ぶ基礎理論試験対策学習など、かなり厳しいスケジュールとなりましたが、講師や受講生の努力が嬉しい結果に繋がることが期待しています。



●●● 湖北みみの里での当センター事業のお知らせ ●●●

米原市宇賀野に開所します「湖北みみの里」において、10月から当センターの事業を随時実施します。詳しいことは当センター又は湖北みみの里までお問い合わせください。

(1) 湖北地域聴覚障害者ビデオライブラリー

字幕・手話入りのビデオ等の貸出をおこないます。貸出料は無料です。湖北みみの里開所日にご利用いただけます。

(2) 聴覚障害者生活訓練事業 (いきいき教室)

聞こえない方を対象に、日常生活に必要な知識や情報を学び、レクリエーションなど交流を行います。開催日は10月度 10月13日(木)です。(以降は、原則毎月第三木曜日に開催します。)

(3) きこえの福祉講座

聞こえについてのミニ講演や、補聴器の使い方やその他福祉機器の紹介、希望者には個別で聴力検査と相談を実施します。開催日は12月17日(土) 13時30分~16時30分

(4) 各種相談の実施

聴覚障害(児)者及び家族等に対して、当センターの相談員が相談を行います。また、聴覚障害者向けITサポート事業も実施しています。パソコンやインターネットに関する相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

みんなのセンターをきれいに ろうあ協会高齢部が草刈り

8月10日(水) 滋賀県ろうあ者協会
高齢部のみなさんにより当センター周
辺の草刈りを行っていただきました。
高齢部のみなさんによる草刈りは平成
19年から続く毎年の行事で、今年は15
名の方が参加していただきました。
猛暑の中、自前の剪定ばさみや片付
けやすいようブルーシートなども持ち



込んでいただいて、職員ともども汗をかきながら、センター周りの草刈りや植え込みの剪定を行いました。

みなさん手際がよく、おかげさまですっきりとできてきれいになりました。センターの職員だけでは、なかなか剪定までは出来ません。甘えてはいけな
いと思いますが、あらためて感謝を申し上げます。

高齢部の方からは、「私たちのセンターが、暑い中、草が伸び放題にある

のは気持ちよくない。センターがきれいになってよかった。」とおっしゃっていただきました。

高齢部の方の中には、今年10月1日、米原市に開所する障害福祉サービス事業所「湖北みみの里」を利用する予定の方もいて、今回の草刈りに先立ち、湖北みみの里でも、自ら草刈りをされていたようで、連日の作業に頭が下が
る思いです。毎年、真夏の作業となりますが、なによりも高齢部のみなさんの元気なお姿を見るのが楽しみです。
これからもよろしくお願ひします。



タツノオトシゴ

先日、電車に乗った時のことです。とても素敵な人に出会いました。

日曜日の午後、やはり電車はいっぱいの人で埋め尽くされ、とても座れる様子ではありません。仕方なくつり革を持ち、電車に揺られていると、次の停車駅でおじいさんが乗ってこられました。お歳は70歳くらいでしょうか。あきらかにその車両では一番の大先輩。若者の多かった車両で、誰か席を譲るのかな、と思って見ていましたが、全くその気配はありません。その方も慣れた様子で立っていました。私は少しの揺れでもヨタヨタしているのに、その方は片手につり革、片手に単行本を開き、背筋もしゃんと立っています。タイミングよく座れた後も、赤ちゃん連れのお母さんが乗車してくると、サッと席を譲っているではありませんか。なんて素敵なんでしょう！とても感動しました。サウイフモノニワタシハナリタイ…と、思う今日この頃です。(S・O)